

平成24年度

京都市予算編成に対する要望書

平成23年12月

公明党京都市会議員団

平成 23 年 12 月 7 日

京都市長
門 川 大 作 様

公明党京都市会議員団
団長 谷 口 弘 昌

平成 24 年度予算編成に対する要望にあたって

本年 3 月 11 日に、東日本を襲った震災は、地震・津波・原発事故という複合的な未曾有の災害となりました。発災直後から被災地においては、自治体職員や地元の方々が自ら被災しながらも懸命に復旧復興に当たってこられました。公明党も地元議員をはじめ全国の議員のネットワーク力を駆使し全力で、復旧復興に取り組んでまいりました。

東日本大震災は、ものづくり産業や観光産業など京都経済にも影響をもたらし、京都市は市民生活を守るため、中小企業支援など補正予算を組み緊急対策を講じられました。しかし、今後の復興に向けては国民負担も含めて、長期にわたり影響を受けることが考えられます。さらに本年は、歴史的な円高およびギリシャに端を発する欧州債務危機に加え日本企業の生産拠点がタイの洪水により大きなダメージを受けるなど、日本を取り巻く経済環境は益々深刻の度を増しています。当然京都経済への影響は免れられるものではありません。このような状況の下、中小企業、市民生活を守るため更には京都活性化のために、今後の行財政運営については、より一層慎重でかつ選択と集中の効率的な市政の舵取りが求められます。

こうした状況を踏まえ、公明党市会議員団は平成 24 年度京都市予算編成にあたり、以下の三つの基本理念を柱に新規 41 項目、重点 50 項目を含む全 163 項目を要望として提出します。

第1に「未来にはばたく京都」として、市民と協働した施策の展開、環境未来都市への取り組み、市民に愛される市政への改革、産業・経済・観光の振興等、第2に「住み続けたい京都」として、地域コミュニティの活性化、公共交通施策の充実、空き家対策、都市基盤の整備等、第3に「ひとりひとりが輝く京都」として、高齢者・若者対策および子育て・教育の充実などを要望項目に掲げその実現に取り組むとともに、特に平成 24 年度は市民の生命と財産は何としても守るとの決意のもと、震災から得た教訓を踏まえて施策を展開する初年度と位置づけ、第2の「住み続けたい京都」において、災害対策として業務継続計画の策定や諸施設の耐震化の一層の推進、あるいは災害弱者や要配慮者対策の強化など防災力の向上を要望項目に掲げました。

市長におかれましては、困難を極める経済環境下、一層厳しい財政状況にありますが、市民の安心・安全を確保し、市民生活向上のため、私たちが要望する項目については、強いリーダーシップをもって、真摯に取り組まれることを期待するものです。

INDEX

I. 未来にはばたく京都

§ 1	京都創生・未来のまちづくり (6項目)	1
§ 2	環境先進都市 (16項目)	2
§ 3	市民に愛される市政への改革 (10項目)	4
§ 4	産業・経済・観光の振興 (10項目)	5

II. 住み続けたい京都

§ 5	防災力の向上 (13項目)	7
§ 6	地域活性化・地域コミュニティ (7項目)	8
§ 7	安心・安全のまち (7項目)	9
§ 8	文化・生活の充実 (13項目)	10
§ 9	交通・住まいの充実 (22項目)	12
§ 10	都市基盤の整備 (19項目)	15

III. ひとりひとりが輝く京都

§ 11	福祉 (12項目)	18
§ 12	高齢者 (3項目)	20
§ 13	若者 (5項目)	20
§ 14	子育て・教育 (20項目)	21

I. 未来にはばたく京都

§ 1 京都創生・未来のまちづくり

重点項目 新規

1. 「はばたけ未来へ！京プラン」の推進については、従来以上に市長のリーダーシップを発揮し強力に推進するとともに、市民に夢と希望を与えること。
2. 「京都市未来まちづくり 100 人委員会」第 4 期においては従来以上に積極的な活動を行うとともに、市民目線と共汗に基づく議論と市政への反映を行っていただくよう、取組を強化すること。
3. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、京都活性化のための、新たな歴史都市京都創生策を策定し、国への働きかけを強化するとともに、「京都創生推進フォーラム」の活動を支援し、市民による運動の輪を広げること。また広く世界の人や国内の人へ京都の魅力を発信し、京都への理解、支援を得られるよう努めること。

重点項目 新規

4. 「行政経営の大綱」の推進については、基本方針の具体策を策定し確実に推進すること。

重点項目 新規

5. 「はばたけ未来へ！京プラン」推進のため、子育て支援に係わる体制、防災・災害対応に係わる体制、財政構造改革の取組体制等の強化へ、組織の改革に取り組むこと。

重点項目

6. 新景観政策の推進にあたっては、京都のまちの将来像が市民に十分に理解されるよう努めること。特に高さ規制や屋外広告物規制などの具体的な取組は、市民と協働で施策が実現できるように進めること。そのためにも景観検証システムの実施にあたっては市民にとってよりわかりやすく理解を得られるものとなるよう指標を明確にし、実効性あるものとする。

§ 2 環境先進都市

重点項目

7. 「地球温暖化対策条例」の2030年温室効果ガス40%削減目標及びおよび中間年にあたる2020年25%削減目標の達成にむけては、「京都市地球温暖化対策計画」に基づき、より強力に施策展開を図るとともに、特に東日本大震災後の電力供給事情の変化に鑑み、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、低炭素社会の実現に向けた施策を積極的に展開すること。

重点項目

8. 「環境未来都市」の指定を受けられるよう全力で取り組み、特に国の財政支援については確たるものとなるよう国に要望すること。

重点項目

9. 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引続き幼児時期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿の更なる普及促進を図ること。また、ライフスタイルの転換や「エコ学区事業」等を通じて、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう取組の支援をさらに推進すること。
10. 脱原発社会を目指し、メガソーラーなど自然エネルギーや再生可能エネルギーの研究・誘致・普及促進を図ること。
11. 公共施設における自然エネルギーの一層の導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電システム設置上の諸課題解決に努め、地域特性を勘案しきめ細かな対策を講じるとともに、市民協働発電制度構築などより一層の普及促進を進めること。
12. 特定事業者の排出削減について、低評価の事業所に対し専門的な診断・指導助言等の更なる徹底に取り組み実効性あるものとする。
13. 中小企業者からの排出削減を更に促進するために、排出量の見える化を一層図り、「DO YOU KYOTO?クレジット」を推進すること。
14. 「エコカー」の利用推進の普及・啓発を行なうとともに、中小事業者の購入補助等の支援を拡充し、買替えの促進を図ること。また、エコドライブやアイドリングストップの推進に向けた有効な取組をより一層展開すること。更に本市公用車の全車エコカー化も進めること。

15. 電気自動車の普及に向け、充電設備などの基盤整備の更なる拡充や、市民・事業者・観光旅行者へのカーシェアリングを促進するなど、民間とも連携して、より積極的に取り組むこと。
16. 「新都市循環型社会推進基本計画」に則り、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の促進を図ること。また、事業者の包装材削減の仕組みを作ること。更にはより一層「エコイベント」の推進に取り組むこと。
17. 「バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。
18. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進については、使用済みてんぷら油回収拠点の更なる拡大のため、資源物回収も含んだ新たな回収システムを早期に構築し、登録団体の拡大を図ること。
19. 事業ごみの減量、分別・リサイクルの推進については、事業所でのごみ分別の徹底、紙類の排出削減・再資源化を促進すること。また、フランチャイズ店等の多量ごみ排出事業所に対し減量指導を推進すること。
20. 市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクルについては、より一層の広報周知で取組を強化すること。
21. 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。併せてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。
22. 有料指定袋制による財源の用途については、広く市民への周知を図り、説明責任を果すこと。「京都市民環境ファンド」の資金活用については、より一層市民の意見を活かし、中長期的な視野に立ち運用すること。

§ 3 市民に愛される市政への改革

23. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するための電子自治体の実現に努めること。事務手続きの簡素化等の運用や管理についてはより一層対策の強化を図ること。その上に立って全庁的に ICT ガバナンスの強化に努めるとともに、自治体クラウドへの研究を進めること。

新規

24. 政策評価制度の更なる充実に努めること。
- ① 政策・施策の目標に対し、適切に対応する質の高い評価指標を新たに設定すること。
 - ② 効果的な市政運営や政策の企画立案に活用しやすい評価制度となるよう更なる充実を図ること。
 - ③ 評価結果のよりわかりやすい説明と広報に努めること。
25. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」の徹底強化を図ること。推進の進捗管理、評価については外郭団体も含め、「全庁“きょうかん”推進本部」で徹底して行い、市政に対する市民の信頼を取り戻すため全力で取り組むこと。
26. 外郭団体の人事管理については、指定管理者制度の運用上からも、京都市職員の併任について抜本的に見直すこと。また、有能な民間経営者の積極的な登用を図るなど外郭団体のより抜本的な改革に取り組むこと。
27. 「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」第5次改定に基づき、指定管理者への選定の透明性と公平性が確保できるよう努めるとともに、応募団体が増えるよう取り組むこと。
28. 事務事業評価制度については、新システムに基づき、実効性あるものに努めること。その評価が予算編成システムに、より効率的に反映されるよう努めること。

重点項目

29. 京都市政活性化のため「京都市人材活性化プラン」を強力に推進することにより、地域主権の時代に対応すべく新しい観点から新たな人材育成に全力で取り組むこと。また、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。
30. 市庁舎整備の検討に当たっては、「市庁舎整備に関する提言」をもとに、早期に基本方針を明らかにし、基本構想・計画の策定に努めること。特に急がれる現庁舎の耐震性強化については、調査結果を踏まえて具体的に取り組むこと。

31. 「京都市補助金適正化条例」の施行運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図るとともに、公平性及び透明性の確保に資するよう検証に基づき厳格に行うこと。また、社会経済情勢の変化などに対応するため、的確な検証及び措置を講じ、市民に情報公開すること。
32. 公有財産の有効な活用については、「京プラン」の推進のため、未活用市有財産の売却や貸付をより一層進めるとともに、土地開発公社の長期保有地の縮減に取り組むこと。

§ 4 産業・経済・観光の振興

重点項目

33. 中小企業金融支援について融資制度の更なる充実を図るとともに、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり支援の後押しを行うこと。また総合的な経営支援については、利用者のニーズに対応した、京都府・商工会議所を含めた相談体制の効率化を図ること。

重点項目

34. 「京都市新価値創造ビジョン」を強力に推進し、ナノテクノロジーによる環境技術エネルギーやバイオテクノロジーによる健康・医療産業政策、そして、コンテンツ産業政策を推進すること。また、京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。

重点項目

35. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況のなか、「新・伝統産業活性化推進計画」の策定を踏まえ、伝統産業発展の新たな分野について知恵産業融合センターを活用し、関連業界とも連携を図るとともに、海外市場の開拓に積極的に取り組むこと。

重点項目

36. 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」の推進に取り組むとともに、「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、新たな視点から商店街の実態に則した、より実質的有効的な振興策を講ずること。

37. 「第一市場マスタープラン」の中間見直しを行うことにより、食文化の拠点機能を一層充実させるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また経営効率化についても不断の努力を払うとともに、施設の耐震化にも取り組むこと。
38. 「第二市場マスタープラン」に基づき、第二市場の今後の在り方としての市場会計の改善、妥当な受益者負担の検討、食育の推進など、より市民にとって有益となる実効性のある施策に取り組むこと。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。
39. 「京都市農林行政基本方針」に基づき、農林業の持つ可能性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に環境モデル都市としての農林業の在り方、雇用機会の増大、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。
40. 近年特に問題となっているナラ枯れについては、府との連携の下に、被害対策を強化すること。また、農作物の有害鳥獣被害についても、被害防止計画を策定し被害防止に努めること。
41. 「合併記念の森 全体構想」をはじめ、京北地域の都市と農村交流については地域の特質を十分に生かすとともに、担い手の育成や雇用機会の確保に努め、観光農山村交流事業に位置付けられている越畑地区、大原地区等も参考に地域資源を積極的に活用させていくこと。

重点項目

42. 「未来・京都観光振興計画 2010+5」に基づき、これまでの経験を生かし、量とともに質への更なる充実を図り、慢性的な交通渋滞解消や施設整備など観光客、市民双方にとってより満足度の高い施策の推進を図ること。また、新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、「MICE戦略」の推進により、京都観光の更なる発展に努めること。

Ⅱ．住み続けたい京都

§ 5 防災力の向上

新規

43. 市民の生命、生活、財産の保護は勿論、行政サービスを維持するため、自らの被害を想定し業務を継続するための業務継続計画（BCP）策定に取り組むこと。

新規

44. 東日本大震災を踏まえ、教育現場における実効性ある防災教育を推進すること。

重点項目

45. 東日本大震災を教訓に、「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制を整えるとともに各局連携のもと、目標年度である平成 27 年に向け着実に推進すること。また、木造住宅の耐震化が一層進むように制度の見直しや手続きの簡素化を進めるとともに、関係団体との連携を積極的に行い取組を推進すること。
46. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用し、より実効性のある訓練を行い、水災を含めた防災対応力を一層高めること。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119 をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。
47. 地域の安心・安全の担い手である消防団は、極めて重要な存在であり、消防団の活動力を一層向上させるため、消防団施設の耐震化をはじめ、より実態に合った消防団員の処遇改善に取り組むこと。

重点項目

48. 台風やゲリラ豪雨等の大規模水害に対し、住民への的確な情報提供の実施にとどまらず、相互に防災行動に結びつくよう体制の強化を図ること。特に地下施設の安全対策について強力に進めること。

新規

49. 現在、行われている京都市防災対策の総点検をもとに、地震や火災などの災害の最大限の被害発生を想定し、その対策を講じる防災計画となるよう努めること。

重点項目 **新規**

50. 福島第一原発事故の検証を踏まえ、原発事故の災害想定を明確にし対策を講じること。

重点項目 **新規**

51. 防災、復興対策など意思決定の場に女性を増やすとともに、避難所の運営に女性を加える等、女性の視点が活かされるよう充実に努めること。

重点項目 **新規**

52. 災害時における観光客の対応に関する基本方針〈案〉を策定し、その充実に努めること。

重点項目 **新規**

53. 災害備蓄については、身近な避難所となる小学校を中心に体制の見直しを図ること。

新規

54. 福祉避難所については、保健福祉局と連携し、早期に全行政区において指定できるよう、全力をあげること。

55. 学校施設の耐震化については幼稚園・支援学校・高校も含め100%達成に向け着実に推進するとともに、非構造物の耐震化対策など、防災機能の強化を図り学校施設の防災拠点化に取り組むこと。

§6 地域活性化・地域コミュニティ

重点項目 **新規**

56. 世界の人々が集いほんものに出会う「京都岡崎」の実現をめざす「岡崎地域活性化ビジョン」を官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に強力に取り組むこと。

重点項目 **新規**

57. 「梅小路公園周辺地域の活性化」のため、十分な調査を行い、住民合意の将来構想を策定すること。

新規

58. 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、地域の活性化と京都市全体の活性化の観点から取組をすすめること。また、山間地域の跡地活用についても具体策をつくり、早急に取り組むこと。

新規

59. 京北地域をはじめ中山間地域の活性化については、具体策をつくり推進に努めること。
60. 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、条例を推進するための計画を策定し、実効性のある施策の実施を図ること。

新規

61. 特定非営利活動促進法の改正により、平成 24 年度から N P O 法人の認証・認定事務が政令指定都市に移譲される。法改正を契機に、移譲される事務が円滑に行われるよう、京都市としても必要な人員体制を整えとともに、法改正の趣旨を踏まえて N P O 法人に対する必要な支援措置を講じること。

新規

62. 一時休止中の「水垂埋立跡地における運動公園整備」については早期の再開に向けて、取り組むこと。

§ 7 安心・安全のまち

重点項目

63. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発に努めるとともに商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うとともに、小中学校において実効ある交通安全教育を実施すること。
64. 新しい「京都市消費生活基本計画」に基づき、複雑かつ多様化する内容に適切に対応できる相談体制の構築など消費生活総合センターの機能を充実発展させるとともに、一層の市民啓発を促進し周知徹底を図ること。
65. サル、アライグマ、イノシシ、シカといった住宅街の有害鳥獣被害について、専門機関や近隣市町村とも連携し実効性のある対策を講じること。

新規

66. 近年熱中症による犠牲者が増加している。高齢者や障がいのある方へのきめ細やかな共助体制を確立し、熱中症に対する広報啓発や搬送体制を充実すること。
67. 自動対外式除細動器（AED）の有効性を多くの市民に理解していただくよう説明会の開催や取扱い方法などを含めた普通救命講習を着実に推進するとともに、普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
68. 高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成や救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与）に伴う講習の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。

重点項目

69. 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い運用状況について把握し、未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に要配慮者世帯については保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。

§ 8 文化・生活の充実

70. 「京都文化芸術都市創生計画」の改訂を受け、今後 5 年間の取組として①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進などの重要施策を推進し、「文化首都・京都」を目指すこと。

重点項目

71. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進し、オール京都市体制で、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け取り組むこと。
72. 京都会館の再整備について、世界的な舞台芸術に出会えるホールとして広く集客できる魅力的な施設となるよう取り組むこと。
73. 新「京都市動物園構想」を踏まえ、動物園が“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。
74. 京都市交響楽団は、子どもたちから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取り組むとともに、観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、併せて広報宣伝活動に積極的に取り組むこと。

新規

75. 市民の音楽活動の場を確保するとともに、幅広い市民が日常的に音楽に親しめるよう取り組むこと。
76. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、あわせて観光旅行者に向けての周知広報に取り組み、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。
77. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設への充実と発掘調査の成果を速やかに公開するなど、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。
78. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の更なる育成と、多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。

重点項目 **新規**

79. 「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」に基づく市民スポーツ振興計画を着実に推進すること。あわせて、京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。

新規

80. 子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族生まれや生い立ちに関係なく一人ひとりが人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。

重点項目 **新規**

81. 「京都市動物愛護行動計画」に基づき、動物愛護に総合的に取り組む体制を確立すること。さらに、獣医師会や動物愛護団体との連携の下に、「動物愛護センター」（仮称）の早期整備に向けた取組を行なうとともに、避妊虚勢手術日の拡大を図り地域ぐるみで猫の殺処分をゼロに近づける「まちなこ活動支援事業」を充実していくこと。

新規

82. ペットのふん害に対する市民の意見を十分に考慮し飼い主のマナー向上など対策の強化を図ること。

§ 9 交通・住まいの充実

83. 市内周辺地域の公共交通不便地域の解消を重点課題とし横断的な体制を整え、交通弱者への利便性向上を図ること。
84. 交通混雑解消のための久世梅津北野線桂川架橋、羽束師墨染線・伏見向日町線及び向島神足線に架かる三橋の整備や、伏見区西南部地域など公共交通不便地域における高齢化社会を踏まえ地域と連携した新たな生活支援交通など市南西部の交通対策を各局連携のもと推進すること。

重点項目

85. 警察庁通達による「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」等も鑑み「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全、自転車利用促進の観点から自歩道における自転車帯の整備を早急に図るとともに、自転車レーンの整備を促進すること。
86. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進、充実に当り事業用地の確保、見直しを行いより拡大策を展開すること。またソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への誘導策を充実し、着実に推進すること。
87. 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」実現へ全庁あげて取り組むこと。とりわけ四条通りの歩道拡幅にあたっては、広く関係者の要望を十分に踏まえ、スムーズに実現できるよう取組を進めること。
88. 「交通バリアフリー法」及び「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づく重点整備地区完了に伴い今後課題となる地域、地区において、新たな全体構想に基づいた対策を、国及び交通事業者と連携を図り着実に進めること。
89. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・促進していけるような仕組みを更に構築していくこと。
90. 公営住宅あり方検討委員会の議論も踏まえ既設公営住宅の全面的改善事業（トータル・リ・モデル事業）を効率的に推進するとともに、高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等、高齢者対策を一層拡充すること。

91. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進すること。また、子育て世帯枠の応募状況を更に検証し、より公営住宅の活性化を図るとともに、単身者用の戸数を拡大し、公募について毎回、年間を通して実施すること。

新規

92. すまいまちづくり法の改正に伴い、京都市が事業主体として法で定める高齢者への良質な住宅とサービスの提供をしっかりと進めること。また、特に低所得者の高齢者へ良質な住宅が提供できるように各種施策を推進すること。

重点項目

93. 近年課題となっている空き家の対策にしっかりと取り組むこと。
- ① 危険家屋など近隣住民に不安や被害を与える空き家の対策を進めること。
 - ② 「地域連携型空き家流通促進事業」モデル事業を着実に推進すること。
 - ③ 地域活性化や防災の観点も含め袋路地などの空き家対策に取り組むこと。
 - ④ 空き家対策の条例化を図ること。
94. 経営健全化計画の柱である1日5万人増客目標の達成に向け、全庁的な「地下鉄増客推進本部」の下に、公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組とともに、沿線への施設の誘致や駅周辺の土地利用の見直しなど、地下鉄を活かしたまちづくりを進めること。

重点項目

95. 経営健全化計画に掲げた平成25年度で駅ナカビジネスの年間5億円の収入確保に向け、「コトチカ京都」の整備、開業に取り組むとともに、それぞれの駅の特性に応じたにぎわいの創出や活性化に取り組むこと。

重点項目

96. 子どもや高齢者、障がいのある方々をはじめ全ての市民に安心して公共交通機関を利用していただくために、地下鉄の車両の脱線防止対策を進めるとともに、安全対策として、烏丸線の転落防止柵について、実現可能な方策を検討し、地下鉄の安全性と旅客サービスの向上に努めること。
97. 地下鉄駅職員の民間委託化の拡大や業務の効率化、嘱託化の推進により、職員数を削減し、総人件費の抑制を図ること。また、維持経費をはじめあらゆる事業を徹底して見直し、経常経費を削減するとともに、計画期間における更新経費の節減を図ること。

重点項目 **新規**

98. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。

重点項目

99. 市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等により、公営交通事業の安全運行対策を一層推進するとともに。管理委託先の安全管理体制については、京都市が責任をもって指導監督を行い、「市バス事故ゼロ」に向けて全庁あげて取り組むこと。

重点項目 **新規**

100. 平成 26 年度の抜本的なバス路線再編に向け、乗降客の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、均一区間の見直し等バス運行における改善策を検討すること。また、ダイヤや路線の見直しにあたっては、市民サービスが後退しないよう配慮すること。
101. 地下鉄及びバス事業における広告料収入増に向け、新たな媒体の開発に力を注ぐこと。また、バス停のネーミングライツ事業の早期実施に向け取り組むこと。
102. 広告付きバス停留所の設置は今後も積極的に拡大すること。また狭隘歩道等のため規定ベンチが設置できない箇所については、既存のベンチ様式を再検討し、バス待ち環境を向上させること。

重点項目

103. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性の向上のため、市バスへの I C カード乗車券の導入を図ること。

新規

104. 公営交通 100 周年に関連する事業については、広く市民啓発に努め、公共交通利用客拡大へ実効性のある事業となるよう取り組むこと。

§ 10 都市基盤の整備

105. ユビキタス社会（いつでも、どこでも、何にでも、誰でも、ネットワークに接続でき、情報を取り出すことができる社会）の構築を目指し、とくに高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でもインターネットで提供されている情報を問題なく利用できる環境を整備していくこと。
106. 山ノ内浄水場跡地における大学誘致については、地域活性化と地下鉄増客に向け積極的に取り組むこと。

重点項目 **新規**

107. 今後の京都市活性化において重要な事業である①南部高度集積地区（らくなん進都）②京都駅南口駅前広場整備計画③キリンビール京都工場跡地開発については、早期の実現化を図ること。
108. 街路照明灯の設置については、「環境未来都市」を目指すにふさわしいLED化など、省エネ効果の高い施策を推進すること。
109. 無電柱化事業については、一層の進捗を図るとともに、地上機器の地下化・コンパクト化等の新技術の開発を国及び企業者に要請すること。
110. 京都都市圏の環状道路として、24年度完成を目途に進められている京都第二外環状道路について、環境及び景観など地元の要望を踏まえ、国との連携を密に整備の促進を図ること。
111. 新たな「緑の基本計画」に基づき、進められている都市公園の整備については用地の確保や緑地の保全に努め、市民1人当たりの公園緑地面積及び緑被率の一層の向上を図るとともに緑視率の向上に努めること。
112. 放置自転車対策については、地域と一体となった利用マナー・ルールの啓発や放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境の整備など、「自転車総合計画」を着実に推進すること。

重点項目

113. 舗装や橋梁など公共施設の維持管理については、アセットマネジメントの手法を用いて、ライフサイクルコストの縮減に取り組むこと。併せて安心・安全で災害に強いまちづくりに必要な道路・橋梁及び公園については優先的に整備をしていくこと。
114. ヒートアイランド対策として、以下の施策を推進すること。
- ① 屋上・壁面緑化事業を充実。
 - ② 道路舗装における遮熱排水性・透明性舗装を推進。
 - ③ ミスト装置の普及促進策の強化。
115. 節水型社会に入り、有収水量も年約 1.2%ずつ減少し続けている中で、京都のおいしい水を PR するとともに、備蓄水として期待される「疎水物語」の普及啓発に努めること。
116. 京都市上下水道事業は、新たな事業拡大の時代を終えて、節水型社会の中で、老朽化した施設の更新、管路の維持管理、水質の管理、環境問題への対応等、取り組まなければならない課題は山積している。そのためにも、「京（みやこ）の水ビジョン」を着実に推進し、市民の安心・安全の生活を確保する水道事業を構築すること。

重点項目

117. 上水道施設整備に関しては、「京（みやこ）の水ビジョン」に基づき、管路施設を計画的かつ効率的に改築更新し、道路陥没事故の防止に努めるとともに、引き続き漏水対策に力を入れること。また、地震等の災害に強い上下水道施設整備事業を着実に推進すること。これらの事業において急増する改築更新費用については、効率的な改築更新手法を検討し、コストの縮減に努めること。

重点項目 新規

118. 老朽配水管の布設替えを迅速に推進するとともに、洛西地域の酸性土壌による水道管腐食が予想される一帯への更新工事を着実に進めること。

重点項目 新規

119. 山ノ内浄水場廃止に伴う給水区域切り替えに関連して、広範囲の濁水が予想されることから、市民へのきめ細かな広報周知を図るとともに、料金減免制度の取組等、万全の対策をすすめること。

120. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、処理人口普及率の更なる向上を目指すこと。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯水槽の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
121. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する取組も含め高度浄水処理に取り組むこと。
122. 京北地域水道の再整備事業については、「京北地域水道基本計画」に基づき平成 28 年度に完了させ、京北地域における安心・安全で安定した水道水の供給に努めること。

新規

123. 大規模な商業施設等において「膜ろ過システム」を利用した地下水利用専用水道の設置が増加している。水道局がバックアップ用として大口径の給水装置を水道管に接続しているので、市内の地下水利用専用水道の実態把握に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、今後の適正な料金負担のあり方を検討すること。

Ⅲ. ひとりひとりが輝く京都

§ 11 福祉

重点項目

124. 介護保険制度改正に伴い、制度の周知・徹底を図るとともに、介護サービスの円滑な施行を推進すること。
- ① 「第5期京都市民長寿すこやかプラン」の策定・実施に伴い、介護予防・介護サービスを着実に推進すること。
 - ② 介護を必要とする方々のニーズに対し、医療・介護・福祉が一体となった「地域包括ケア」の適切な推進を図ること。
 - ③ 着実に介護施設基盤整備を進めること。
 - ④ 介護従事者の資質の向上や定着に向け、報酬等の待遇改善を含む取組を強化すること。
 - ⑤ 財政安定化基金を活用し被保険者の保険料の緩和に努めること。
125. 障がいのある方のそれぞれの状況に応じた自立支援を推進するため、就労、相談、移動やコミュニケーション、社会的入院から居宅生活への移行等、あらゆる角度から検討し充実を図ること。特に就労については、受入れ企業の拡大やスキルアップ、マッチングにいたるまで、十分な相談体制と実効性のある支援強化を図ること。

重点項目 新規

126. 障害者虐待防止法施行に伴い体制整備を着実に図り、障がい者の虐待防止に全力をあげること。
127. 自閉症・発達障害児（者）の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また待機者の解消については、早期に解決が出来るよう専門職員の増員も含めて取り組むこと。
128. 全ての人個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また実効性ある取組となるよう、本市における取組の進捗管理や情報交換を行っていくこと。

重点項目

129. DV被害者支援の中核施設である「京都市DV相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むこと。また、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV被害者への支援を行うこと。
130. 自殺防止対策の強化を図るため、相談機能の充実や、自殺防止の啓発活動等について、積極的に取り組むとともに、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」を強力に推進すること。

重点項目

131. ヒブ、小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の各ワクチン接種について、助成制度を継続するとともに、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種についても助成制度の検討を進めること。

新規

132. 乳がん・子宮頸がんの早期発見に資する無料クーポン券による検診については継続事業となるよう国に強く求め、更なる健診率の向上に努めること。また、前立腺がんについても、検診事業の公費助成の早期実現を図ること。

新規

133. 脳脊髄液減少症については、診断基準が確立したところであり、今後、関係機関・教育機関をはじめとした市民への啓蒙・啓発活動を図ること。
134. 健康のために重要な歯の健康については8020運動の着実な推進に取り組むとともに、歯科医師会とも連携を図り、高齢者・母子・成人における口腔保健の取組を着実にを行うこと。

重点項目 新規

135. 生活保護受給者への自立支援の体制を充実するとともに、受給における適正な運営の確保がなされるよう対策の強化を図ること。

§ 12 高齢者

136. 「幸齢社会」の構築に向けて、全庁一丸となって取り組むこと。
- ① 高齢者の生きがいをづくり事業を協力を推進すること。
 - ② 地域における介護予防サービスの充実及び生活習慣病対策を推進すること
 - ③ 高齢者の再就職・社会参加のためにシルバー人材センターの充実・強化を図るとともに、知恵シルバーセンター事業の取組を強化すること。
137. 高齢者虐待対策については、関係機関との連携を強化するとともに、市民への啓発活動をきめ細かく進めること。また養護者への支援の体制強化を図ること。

新規

138. 介護保険法改正を踏まえ、京都の特性を活かした「市民後見人」を養成するプログラムを早期に確立すること。

§ 13 若者

139. 京都市は大学のまち、学生のまちであり、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」を着実に実行すること。特に行政によるパブコメ等において、大学の政策系学部等との連携を図るとともに、「学生 p l a c e + (プラス)」の充実に努めること。
140. 国の留学生 30 万人計画を踏まえ京都留学生 1 万人達成に向け、就活支援も含めて各種事業を幅広く展開すること。

新規

141. 京都から海外への留学生を増やすための支援策を強化すること。

重点項目

142. 国・府との連携を強化し京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、京都市の情報をフルに活用し、民間企業の合同説明会の開催など企業、大学と若者をつなぐ取組を積極的に行うこと。
143. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取り組むこと。

§ 14 子育て・教育

重点項目

144. 「京都市未来こどもプラン」の着実な推進を図ること。とくに保育所・学童クラブの待機児童ゼロへの取組については引き続き対策を強化するとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かな保育サービスが充実するよう、施設整備や延長、一時、休日保育の拡充等を進めること。また、昼間里親への支援については国庫補助の導入等を踏まえ、充実を図ること。

重点項目

145. 児童虐待対策については、児童相談所・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 第2児童福祉センターの開設に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルスに力を入れること。

重点項目 新規

146. 子ども医療費支給制度については入院、通院ともに中学校3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
147. 老朽化している学校の設備や校舎等、教育環境整備の予算を十分に確保すること。
148. 多種多様化する薬物の蔓延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実を一層図ること。

重点項目

149. 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき、京都市未来こどもプランの着実な実行をはじめ、社会の中で子どもを共に育むための「チャイルドファースト」社会の構築に向けて、子育て支援の風土づくりを強力で推進すること。

150. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実に更に努めること。また外部評価を含む学校評価制度を活用し、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。
151. 一人ひとりの子どもの無限の可能性を開き、「子どもの幸福」を目的とする教育を推進するため、教職員の資質と指導力向上を図り、教員が子どもたちと十分に向かい合えるための事務軽減の支援やメンタルヘルス等のサポート体制を強化すること。
152. 学力向上推進のために、少人数学級（中学3年の30人学級、小学1・2年の35人学級）の充実、小中一貫教育の推進、自学自習支援の学習確認プログラム拡充、小・中学校における土曜学習等各種取組を推進すること。
153. 小学校から中学校へスムーズに進学移行できるよう教員をはじめ児童等においても小中間の連携を図ること。

新規

154. 子どもたちの感性や社会性などを育む、長期宿泊・自然体験活動の全小学校本格実施に伴い、成果と課題を検証し、より効果的な事業となるよう全力で取り組むこと。また、障がいのある児童や課題のある児童に対してのきめ細かい対応、緊急時の医療機関等との連携、保健医療のスタッフの派遣など十分なサポート体制の確立を図ること。
155. 自主的な学びの場と安心・安全な居場所づくりを目指す「放課後まなび教室」は、総合的な放課後対策事業の充実のため、人材確保の取組を強化するとともに関係者の意見が十分に反映される取組を進めること。あわせてボランティアでの「学習サポーター及びアドバイザー」に対し、顕彰制度をはじめとした功績に報いる支援体制に取組むこと。
156. 発達障害をはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」を拡充するとともに教員との連携を図りより一層きめ細かな教育を推進すること。
157. 総合支援学校高等部の定員拡大を図るとともに、就労支援の充実を図ること。

158. 「文字・活字文化振興法」の理念に基づき、公共図書館や学校図書館の充実、学校教育における読書活動での「言語力」の育成、NIE（新聞を活用した教育）、NPOの活動支援などの取組を踏まえ、「新・京都市子ども読書活動推進計画」を推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりに取り組むこと。
159. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験なども通し、絆やつながりを大切にする人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。
160. 学校裏サイトや出会い系サイトをはじめ、情報化社会の急激な進展による児童生徒の悲惨な事件を防止するため、国と連携し子どもたちの命を守るためのシステムづくりに全力で取り組むとともに、市民と行政が対となった情報モラルポリシーの確立を目指す取組を一層推進すること。
161. 新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心・安全な食材の確保に努めること。
162. 教育的効果も見込まれる京の食文化に根差した「地産池消」に一層努めること。また「食育指導員」との連携を深め、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目 **新規**

163. 京都市・乙訓地域公立高校教育制度については、市民の意見を十分に加味し、京都府と連携を図り、見直しを含め十分に検討すること。特に入学者選抜についてはオープンな議論を展開し検討すること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

井 上 教 子 (下京区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

谷 口 弘 昌 (伏見区)

津 田 早 苗 (伏見区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (上京区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075(222)3732 / **FAX** 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>

Eメール komei@mbox.kyoto-net.or.jp